広報こうた

No. 156　昭和42年11月1日

発行　幡田郡幸田町
編集　幸田町企画室
印刷　あいち印刷㈱

11月当直医日割表

		電話
3日	浅井医院	10
5日	鈴木夏生医院	20
12日	上田医院	52
19日	鴨田診療所	151
23日	天真堂医院	66
26日	神谷医院	212

十一月の解説

十一月の和名は「しもつき」です。この呼び名は日本書紀、神武天皇紀、万葉集などに見られますので、かなり古くから使われたものと思われます。奥義抄という本には「十一月・霜しきりにふるゆえに、霜降月というのが、ちぢまった」のだとあります。これが定説といってよいでしょう。

不動ケ池（荻）に草魚・レン魚を放流
鯉網イケス養殖と釣り堀り池を目標に

十月二十一日稲基地用水土地改良区（荻）と深溝土地改良区では草魚とレン魚を二〇〇〇尾放流しました。

この草魚・レン魚というのは、戦前中国より導入されたものですが、養殖でも粗飼料にたえる（草魚の場合ニサはヨシ・エノコログサ・藻類など草を常食、レン魚はプランクトンのため経費がかからない、味は鯉より美味で、あらい・刺身・吸物等日本的なものからフライ・唐揚げ・その他かん詰・味噌漬・粕漬等用途が広く、中国では最高級料理になっている。また釣りにもエラ釣専用で釣りの醍醐味が味わえるなど珍しい魚です。

稲基池用水土地改良区は本年五月から鯉の稚生貧を始めましたが順調な成育であったことや、不動ケ池に釣りに訪れる人も多く、将来は鯉の養殖と草・レン魚の釣り掘りと直面作戦で淡水魚養殖にとり組むつもりです。同地区はさらに遠望峯周辺の観光開発と相まって、鯉の料理を食べられる施設など多彩な夢を持っていますがその成果が期待されます。

（草魚・レン魚を放流する）

事故は絶対おこすまい!!
交通法令講習会盛会におわる

十月十九日の午後六時三十分より中央公民館で交通法規の講習会を開催しましたところ百名近い受講者で盛会でありました。

講師は岡崎警察署の交通課長さんで一時間以上にわたる法規の説明でありましたが、交通事故の悲惨・交通違反のきびしさを認識していることもきびしながら話しじょうずなため始終熱心に耳を傾むけておられました。

法規の説明後、かなしみの記録という映画が上映されました。この映画は約三十分にわたり上映されましたが、たびたび悲惨な交通事故現場が写し出されました。自動車の原因に飛散る血、血だるまの顔、手術、はね飛ばされ即死した人の姿等々でわれわれの胸裡に強く焼きつけられました。

この映画の中の人物には誰れしもなりたくない。それには交通法規を守ることだと再認識されたことと思います。

深溝駐在所が完成

家屋の老朽と三ケ根駅開業とあいまって、きき及ぶ三ケ根駅前東側広場の整備、はね飛ばされた人の姿等々でわれわれの胸裡に強く焼きつけられました。

竣工式は十月十二日で関係者多数出席のもとに盛大に挙行されました。

建築面積五九・六二平方メートルの木造瓦葺平屋建であります。

（新築された深溝駐在所）

結納返還の問題は家庭裁判所へ

婚約を解消したら結納金の倍返しを要求されたが、支払わなければいけないでしょうか。離婚したのだが結納金を返して行けというのが、どうしたらよいでしょうか、というような相談を意外によく受けます。

結納というものは、婚約の成立を確証し、あわせて、婚姻が成立した場合に当事者ないし当事者関係の情誼を厚くする目的で授受される一種の贈与であって、婚姻の成立を最終の目的としているのが普通ですから、婚姻が成立しない場合は、結納授受の原因を欠くことになるので受け取った方はそれを返す義務があることになります。

しかし、法律上の婚姻が成立すればその後離婚になっても勿論結納返還義務は生じないし、事実上の婚姻（内縁）が成立しただけで婚姻の届出がしてない場合、その内縁が解消されても結納返還義務はないとされています。ただし、その内縁関係の期間が短く、事実上の夫婦協同体が成立したと認めることができないような場合には、返還義務があるとされています。以上は結納について極く概略的な問題について疑問をお持ちの方は家庭裁判所の相談室を利用されたら家庭裁判所の相談室では、無料で相談に応じておりますので、お気軽に先づ相談を受け、もっともよい方法で円満解決にお努めください。

なお、名古屋家庭裁判所岡崎支部は岡崎市明大寺町字奈良井三（名鉄バスまたは国鉄バス「岡崎警察署前下車」東へ徒歩二〇〇米）電話（岡崎五二一―四五二一代表）にあります。

休猟区内（桐山・上六栗）へキジを放鳥

十月十七日桐山・上六栗の休猟区内へキジを三十三羽放されました。当日は西三河事務所林務課長・役場関係者・猟友会々員等で適当な場所を選んで放されました。

これは年々野生鳥獣の生息数が減ってくるのでキジの保護・増殖をはかるため行なわれるものです。

なくしたい猟狩事故
岡崎警察署

秋風とともに狩猟のシーズンがやってきました。この狩猟シーズンには、誤って発砲して人を傷つけたり、家の窓ガラスにタマを撃ちこんだりするような事故が毎年おきています。

このように、その取扱いを誤ると、猟銃は殺人傷害等の凶器に早変りするものだということにご注意ください。

昨年度の猟期中に県下でおきた狩猟事故は9件もあり、1人が死亡し、5人がけがをしています。

次のような点がこれら事故の原因です。

1. 獲物にばかり気をとられて、木のかげや田畑に人がいることを確かめずに発砲したため人にけがをさせたもの
2. 狩猟中、休けいしたときに、タマを抜かなかったため、誤って暴発し人を傷つけたもの
3. 獲物が急に飛び出したため、周囲の安全を確かめずに発砲し、グループのハンターを誤って傷つけたもの

このようにハンターとしてのルールを守らなかったために発生した事故がほとんどです。

このほかに銃のルーズな保管や運搬中の不注意から銃を盗まれたり、こどもが銃をおもちゃにして事故をおこした例もあります。

こうした事故は、ちょっとした注意で防げることですので、つぎの点を確実に守って楽しい狩猟をしましょう。

- 銃を手にしたら、まずタマがこめられていないかを確かめる。
- 狩猟をするとき以外は、タマをこめない。
- 休けいするときや、発射する必要がなくなったときはすぐタマを抜きとる。
- 撃つとき以外は、用心がねの中に指を入れない。
- 人や獲物の方向には絶対に銃口を向けない。
- ひきがねの故障や銃身のひび入りなど機能が不良になった銃は使用しない。
- 常に周囲の安全確認を銃において行動する。
- グループで行動するときは、各人の所在をよく知り勝手な行をしない。
- 猟場ではお互いに注意し合うとともに人の注意は、すなおに聞くようにする。
- 他人には銃を貸したり、銃に触れさせたりしないこと。

"麦を作りましょう"

最近、農村労働力の流出が急速となり、兼業農家が激増し水田裏作放棄または粗放化が目立ち特に顕著な減反を示しています。

この減反は全国的なことでありますが、幸田町営作付においても五年前に比較すると三〇〇ヘクタールの33%に減少しています。

この原因としては、兼業化による労力不足、稲植作付期の早期化があげられますが、いずれにしましても麦作の低収益性・低生産性が作付意欲を減退させていると考えられます。

しかし、耕地の遊休化は、農業経済のうえからも決して好ましいことではありません。

それには、農業経営の合理化をはかり、今後如何月途をもつものとして有利視される小麦およびビール麦を栽培することが、収益を増すことになりましょう。

麦の収益を増すには種子の更新をしましょう。

種子の受付文は十一月一〇日までですから、幸田町営作付において農協へ申し込んでください。

大型農業機械技術者養成講習会開催

トラクターオペレーター予定者は、次のとおり講習会が開催されますから、希望者多数受講してください。

一　場所
愛知県農業機械管理指導所
岡崎市美合町並松一の二
TEL五一―一六〇一

二　期間
第一回　昭和四十二年十一月二十日～十二月十九日
第四回　昭和四十三年一月八日～一月七日

三　講習内容
(1) 整備実習
大型ディーゼルトラクターを分解し、その講造を学び、保守管理に必要な整備技術を体得する。（六日間）
(2) 基本運転実習
トラクターの運転技術を体得し、大型特殊自動車免許を取得する。（六日間）
(3) 圃場実習
基本作業機の組織、構造、調整技術を学び、利用技術を体得する。（六日間）
(4) 経営診断論
機械化農業の基礎的な考えかた、保守管理、収穫機械などを講義および面接により学ぶ。（六日間）

昭和四十二年度産稲、大豆種子価格決定

本年県指定採種ほ場の種子価格が次のとおり決定されました。

種類別	一袋当り	一kg当り
水稲健種子	三一五八円	一五八円
水稲糊種子	三三一二円	一六六円

陸稲健種子	三〇五〇円	一五三円
陸稲糊種子	三一四九円	一五八円
〃 早期種子	三三一七円	一六六円
〃 早期糊種子	三三一一円	一六一円
大豆種子	三五六九円	一一九円

ただし一袋二〇kg（大豆種子のみ三〇kg）

申告所得
第2期分の納期
11月1から11月30日まで

申告所得税第2期分の納税は、お忘れなく、期限内に納税いたしましょう。

なお、国税の納税には、振替納税の方法をご利用になると、大へん便利です。

くわしい説明や申し込みの方法は、あなたの預金口座のある、金融機関または、税務署でおたずねください。

岡崎税務署

幸田町保育園 連合運動会 盛大に終る

きる十月二十一日（土）秋晴の好天に恵まれ、初の幸田町保育園連合運動会は、来賓多数を迎えて幸田小学校々庭において盛大に行なわれました。

午前九時三十分、村瀬の打揚花火三発を合図に入場行進が始められました。

つづいて、保育園児（四六八名）たちは、幼い体を運動場も狭く感じるくらい元気いっぱいの競技や演技をくりひろげ、午後二時すぎ国旗降納とともにその幕を閉じました。

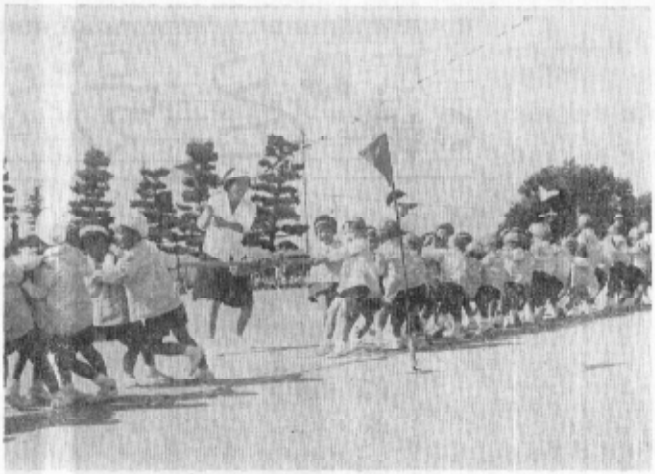

（みんなで元気に、ヨイショ!!）

交通法規の一部が 改正されました 十一月一日から実施

ことし愛知県下だけで、交通事故のため死んだり傷ついたりした人は、すでに三万人をとえています。

これらの交通事故は、そのまま家庭の苦しみや生活の破たんにつながり、数多くの悲劇を生んでいるのです。

こうした事故をなくすために、このたび交通法規の一部が改正されました。そのおもな点は次のとおりです。

▼横断歩道の手前三十メートル以内では、追越しが禁止されていましたが、さらに追抜きをも禁止されることになりました。

▼横断歩道の直前で、他の車両が止まっているときに、その横を通り抜けることが禁止され、横断歩道の直前では、必ず一時停止をすることになりました。

▼大型自動車の運転資格が、年令二十才以上でしかも運転経験二年以上に引き上げられました。

▼運行記録計（タコグラフ）を備え付けることとされているダンプカー等の大型トラックを、運転記録計の不備な状態で運転することが禁止されました。

また、大型貨物自動車の坐月者に、運行記録計の記録の保管が義務づけられました。

▼積載制限違反の罰則が強化され運転者のほか車両の運行を管理する者も処罰されることになりました。

▼悪質・重大な事故を起した運転者に対しては、警察署長が運転免許の効力を一定期間停止することができるようになりました。

▼比較的軽い一定の交通違反に対して、警察本部長が反則金の納付を命じる交通違反通告制度が定められました。

この改正は交通違反通告制度については四十三年七月一日から、そのほかは四十二年十一月一日から実施されます。

交通法規はあなたを守り人を守るものです。新しく改正になった点をじゅうぶん理解していただき、これを確実に守ってほしいものです。

住民基本台帳法が 十一月十日から施行されます

住所などを変更した場合は、市区町村役場へ届出をしなければなりませんが、それらの届出を簡易にするため、住民基本台帳法が施行されることになりました。

（住民基本台帳法の概要）

一、市町村は、住民からの届出、または市町村長の調査によって住民の氏名、本籍、住所などをはじめ、選挙人名簿の登録、国民健康保険および国民年金の被保険者の資格ならびに恩給の配給に関する事項を記載した住民基本台帳を整え、その住民の状況について、常に正確な記録を整備しておくとともに、これに基づいて住民に関する事務を行なうことになります。

二、住所などを変更したときの届出は、すべてこの法律による届出で見りることになります。したがって、選挙・国民健康保険・国民年金および食糧配給に関する届出などもこの届出に統合されます。

三、転出しようとするときは、あらかじめ、市区町村役場に転出届を提出して転出証明書をもらい、それを添えて転入届をすることになります。

四、市町村長は、住民基本台帳の記載事項に関して、定期に調査を行なわなければならず、また、必要なときは、いつでも調査できることになっています。

以上のように、この法律の施行に伴い、選挙権の行使、義務教育の就学、国民健康保険の給付その他の行政サービスは住民基本台帳の記録をもとにして行なわれます。また、各種の届出が統合されるため、非常に簡易な手続で登録されることになります。くわしくはもよりの市区町村役場でおたずねください。

交通事故シリーズ（その三）

示談の前にぜひ これだけは知っておきたい（二）

▲過失相殺（そうさつ）

その事故の発生について被害者にも過失（あやまち・責任）があるときは、その度合いに応じて損害賠償金が減額されます。被害者の過失が大きいときには、大幅にけずられて、ほとんど名目だけのものになってしまうこともあります。

▲自動車損害賠償責任保険

法律によってすべての自動車は、この強制保険に加入しないと運転することができないことになっています。この保険は被害者を救うことを目的としたもので、次の基準で保険金が支払われます。保障する金額については、査定事務所で査定しますから一律ではありません。支払いについては、その自動車が加入している保険会社がします。

支払い保険金額

ア、死亡したとき……一五〇万円

イ、けがしたとき……後遺症の程度によって七万～一五〇万円

ウ、けがしたとき……治療費・休業保障・慰謝料……五〇万円

原動機付自転車（二二五cc以下）も昭和四一年一〇月一日から強制保険に入らなければ運転できないことになっています。

(3) 交通相談所

交通事故の示談（話し合い）や損害賠償のことなどで困っている人の相談相手になってよりよい解決の糸口をみつけるために、弁護士会館・各警察署・交通安全協会・保険協会などで相談所をつくって、みなさんのご相談に応じております。ですから、どんなことでも相談をしてみてくださるようにおすすめします。

狂犬病予防 注射実施

昭和42年度狂犬病予防注射および登録を次のとおり行ないますから済んでない者は必ず受けてください。

一、対象犬　生後91日以上の犬全部

二、料金　二六〇円

ただし春期に登録の済んでいない犬一頭につき　五六〇円

月日	曜日	時間	場所
11月10日	（金）	午後1～2・30	牧崎小学校
		午後2・30～3・00	幸田小学校
11月13日	（月）	午後1～2・30	荻谷小学校
		午後2・30～3・00	深溝小学校
		午後3・00～5・00	荻谷小学校
11月14日	（火）	午後1～2・30	幸田町役場
		午後2・30～3・00	荻谷小学校

11月保健センター行事

8日	乳児相談	9.30～11.30	
	妊婦検診	1.30～3.30	
10日	成人病検診	10.00～3.00	
16日	離乳食講習	9.30～11.30	
17日	乳児相談	9.30～11.30	
	3・7ケ月児検診	1.30～3.30	

幸田ライオンズクラブだより

当クラブ・生活地域委員会は、さる十月十二日に体不自由児施設を慰問し、休が不自由なために自然の美しさに接することの少ない二百二十余人の真立青い島学園々児を招まそうと「ポットマム」（洋菊）など秋の草花鉢百鉢を不幸な園児の情操教育に少しでも役に立つことを願って寄贈しました。

なお翌日同園長上田正氏ほか職員および園児一同名にて礼状を頂きました。

つぎに理力官人委員会では、近年青少年に非常に多い仮性近視のために、近視者の視力の測定をしました。一目の愛護デー」にちなんで十月九日に中学校生徒が多数測定を受けました。次回は一般のかたの測定を計画しております。

先に通勤者の心のなぐさめとして駅前の美化に協力しました所、この十月十七日幸田駅長を通じ国鉄管理局長より当クラブへ感謝状が、寄せられました。

新しい いろは交通標語

ち＝ちょっと待て　信号よく見よ交差点

り＝輪禍がもたらす家庭の破壊

ぬ＝ぬかるみ　スリップ　ご用心

る＝ルール守って安全運転

を＝幼な児の事故は親にも責任

わ＝忘れてならぬブレーキテスト

か＝考え事は車を下りてから

よ＝よけるだろうと止まるだろうが　事故おこす

た＝たのしいドライブ悲劇にするな

れ＝列車のあとにまた列車

そ＝速度制限絶対厳守

つ＝積荷超過は危険もはらむ

ね＝寝不足運労は事故のもと

商工だより

一、税務継続指導について

十一月中の税務継続指導は次のとおりです。

日時二日・十日・十四日・二十一日・二十四日・二十八日

毎日午後一時より

二、ご存知ですか、着物の日

十一月十五日はきものの日です

三、特別講演会開催について

(1) 日時　十一月七日　火曜日

(2) 場所　幸田町商工会

(3) 講師　岡崎税務署係官

(4) 備考　決算について

青年団だより

◉幸田町青年団ソフトボール大会

さる九月二十四日、幸田小学校において、幸田町青年団ソフトボール大会が開催されました。

その結果次の団体が入賞しました。

一位　相見青年

二位　坂崎青年

三位　幸田青年

国旗をたてましょう 十一月三日　文化の日